

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第6号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月15日午前10時 分			議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月15日午後 時 分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○
	12	小堤 修	○	24	加増 充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	前野 拓	事務局次長	蛯原 康友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
健康福祉部長	彦坂哲
こども部長	助川直美
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斎藤理昭
総務部次長	立野啓司
健康福祉部次長	直井徹
こども部次長	佐藤睦子
教育次長	松崎剛
総務課長	土谷靖孝
保育課長	山田英紀
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	仲田敦夫
国保年金課副参事	吉住三世子
保育課副参事	飯塚千絵子

令和7年第4回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年12月15日（月）午前10時開議

日程第1	議案第48号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第53号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
	議案第54号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第55号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第57号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第59号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第60号	市道路線の認定について
日程第3	議案第61号	指定管理者の指定について
日程第4	議案第62号	指定管理者の指定について
	議案第63号	指定管理者の指定について
	議案第64号	指定管理者の指定について
	議案第65号	指定管理者の指定について
	議案第66号	指定管理者の指定について
日程第5	議案第67号	指定管理者の指定について
日程第6	議案第68号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）
	議案第70号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第71号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

-
- 日程第8 請願第14号 ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願
-
- 日程第9 請願第15号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願
-
- 日程第10 委員会提出議案第2号 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第11 意見書案 第6号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について
- 意見書案 第7号 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書について
- 意見書案 第8号 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について
-
- 日程第12 意見書案 第9号 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について
-
- 日程第13 議会運営委員会、総務文教常任委員会の中間報告の件
-
- 日程第14 休会の件

会議に付した事件

日程第1	議案第48号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第53号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
	議案第54号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第55号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第57号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第59号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第60号	市道路線の認定について
日程第3	議案第61号	指定管理者の指定について
日程第4	議案第62号	指定管理者の指定について
	議案第63号	指定管理者の指定について
	議案第64号	指定管理者の指定について
	議案第65号	指定管理者の指定について
	議案第66号	指定管理者の指定について
日程第5	議案第67号	指定管理者の指定について
日程第6	議案第68号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）
	議案第70号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第71号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第8 請願第14号 ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願
- 日程第9 請願第15号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願
- 日程第10 委員会提出議案第2号 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 意見書案第6号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について
- 意見書案第7号 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書について
- 意見書案第8号 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について
- 日程第12 意見書案第9号 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について
- 日程第13 議会運営委員会、総務文教常任委員会の中間報告の件
- 日程第14 休会の件

議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 48 号から議案第 52 号までを一括議題といたします。付託案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 48 号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 48 号は可決されました。

続いて、議案第 49 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はなく、1 名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第 49 号は可決されました。

次に、議案第 50 号、取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 50 号は可決されました。

次に、議案第 51 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 51 号は可決されました。

次に、議案第 52 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第 52 号は可決されました。

以上、報告させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑

は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容どうどうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び、何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

本田和成君。

[2番 本田和成君登壇]

○2番（本田和成君） 皆さん、おはようございます。日本共産党、本田和成でございます。議案第49号、取手市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。現在の経済情勢や社会情勢は、物価高が長期にわたり続いております。厚生労働省が12月7日に発表した10月の実質賃金は、前年同月比0.7%減、10か月連続のマイナスとなっております。市民生活が厳しさを増す中で議員報酬を引き上げることは、市民の理解を得られるものではありません。議員報酬は市民の税金によって賄われるものであり、今こそ市民生活の支援に重点を置くべきだと考えております。以上の理由から、日本共産党といたしまして、議員報酬の引上げに反対をいたします。

○議長（山野井 隆君） 討論はありませんか。

長塚美雪さん。

[1番 長塚美雪君登壇]

○1番（長塚美雪君） 議案第50号、取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。本議案は、令和8年2月から本格運用が予定されているスマホ市役所の開始に向け、オンライン決済による手数料等の納付や処分通知等を、オンラインで行うための手続について必要な制度整備を行うものです。これまでの行政手続は、窓口に出向くことを前提とするものが多く、平日の日中に時間を確保することが難しい市民や事業者にとって、少なからず負担となっていました。本条例改正により、スマートフォンなどの情報通信技術を活用し、いつでもどこからでも行政手続が可能となる環境が整うことは、市民サービスの向上に大きく寄与するものと考えます。また、私は議員就任以来、行政のデジタル化を通じて、市民の皆さんの利便性向上や業務の効率化、経費削減につながるよう、一般質問や質疑を重ねてまいりました。こうした立場から見ても、本条例改正はスマホ市役所の本格運用を支える制度として、取手市の行政サービスを次の段階へ進める重要な取組であると評価しております。さらに、本改正はデジタル化を進めるための改正ではなく、情報通信技術を活用すること

で、市民一人一人の選択肢を広げ、行政との距離を縮めるための制度整備であると位置づけております。オンライン決済や電子的な通知は、市民の利便性向上にとどまらず、職員の事務負担の軽減や業務の効率化にもつながり、限られた人員の中で持続可能な行政運営を行う上でも意義のある取組であります。今後はスマート市役所の運用開始後、その利用状況や市民の声を丁寧に確認しながら、誰一人取り残さないデジタル行政の実現に向け、さらなる改善が図られることを期待いたします。以上の理由から、本議案に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第48号から議案第52号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第48号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号、取手市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第2、議案第53号から議案第60号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告します。

議案第57号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第57号は可決されました。

続いて、議案第58号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑がありました。空調の使用料金1時間当たり、小学校体育館1,000円、中学校体育館1,500円、武道場500円と金額に相違があるが、この空調の使用料金の根拠は、との質疑に対し、各小学校体育館、中学校体育館、中学校武道場、それぞれの空調設備の消費電力1時間当たりの電力量を基に実費相当額を積算させていただいて、このような金額になりました、との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第58号は可決されました。

続いて、議案第59号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑がありました。林野火災予防の実効性を高めるための規定とあるが、市内に林野は存在するのか、との質疑に対し、市内において森林としての区域が点在しており、区域の合計面積は183.36ヘクタール、との答弁がありました。さらに、簡易サウナ設備の適用される基準の創設で、簡易サウナの届出が必要な新しい基準は、との質疑に対し、

「今回の改正で新たに簡易サウナ設備の届出が設けられた。届出は、例えばグランピング施設やキャンプ施設など、事業目的に設置する場合に届出が必要になる。一方、個人が設けるものを除くとされているため、例えば一般家庭の庭先に個人で設ける簡易サウナは届

出の対象外になる」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第 59 号は可決されました。以上、報告させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第 53 号について、審査の経過と結果を報告いたします。議案第 53 号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、1名の委員から定員についての質疑があり、一時保育の枠の中でのお預かりとなるので、それを超える形でお預かりすることはないとの答弁がありました。1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第 53 号は可決しました。

議案第 54 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、1名の委員から、地域限定保育士制度の受入れで、県よりも早く条例提案されているが確認したいとの質疑に、「県のほうで地域限定保育士の事業が進められれば、市としても、それを受け入れ、現場で運用面・保育の質の低下にならないよう、しっかりと運用していく」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第 54 号は可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 60 号につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず議案第 55 号、取手市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、議案第 55 号につきましては全員賛成により可決しました。

次に、議案第 56 号、取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、議案第 56 号につきましては全員賛成により可決しました。

最後に、議案第 60 号、市道路線の認定について、質疑、討論はなく、議案第 60 号につきましては全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論でしょうか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、議案第 54 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。そもそも、保育は、子守りや誰でもできる仕事ではあ

りません。児童福祉法 18 条の第 4 項で、この法律で、保育士とはどうたっておりまます。保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを仕事とするものと定められておりまます。専門的知識や技術で子どもの最善の利益を保障するために職務に就いているわけです。保育とは、親の就労を助けるというだけでなく、親に対して子育てのノウハウや生活習慣の援助、子どもの理解への援助、子どもの育ちに必要な環境の提供、地域へのつながりの支援や、外部支援への情報提供、また困難を抱える家庭への支援など、保育所・保育園などで質の高い保育が実現して初めて、これらの子育て支援が可能となります。保育士資格取得に係る費用や、専門性・職務内容に見合う賃金や待遇を改善することにより、社会的地位を向上させることこそ、本市がやるべき仕事ではないでしょうか。今回の条例では、保育士不足解消を目的とする本条例改定案と受け止めております。実技を省略することで受験資格を緩和する、資格取得の基準を引き下げる、保育士となることへのハードルを下げることで担い手を増やそうとするやり方、それには私ども賛成するわけにはまいりません。以上、反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかに、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 53 号から議案第 60 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 53 号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 53 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 54 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、取手市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第

55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号、取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第61号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、鈴木三男君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議

事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

[10番 鈴木三男君退席]

○議長（山野井 隆君） 付託案件について、副委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長、長塚美雪さん。

[総務文教常任副委員長 長塚美雪君登壇]

○総務文教常任副委員長（長塚美雪君） 総務文教常任委員会に付託された議案第61号、指定管理者の指定について、審査の結果を報告します。本議案の審査に当たっては、鈴木委員長が除斥に該当するため退席し、そのほかの委員で審査を行いました。質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第61号は可決となりました。以上で、報告を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、副委員長からの報告が終わりました。

これから、ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第61号、指定管理者の指定について、本案に対する副委員長の報告は可決です。副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第61号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

鈴木三男君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君着席]

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第62号から議案第66号までを一括議題といたします。

本件につきましては、小堤 修君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

[12番 小堤 修君退席]

○議長（山野井 隆君） 付託案件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第62号から議案第66号について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第62号、指定管理者の指定について、賛成討論が1名、質疑はなく、賛成討論が1名の委員からあり、全員賛成で議案第62号は可決しました。

議案第63号、指定管理者の指定について、質疑はなく、1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第63号は可決しました。

議案第64号、指定管理者の指定について、質疑はなく、1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第64号は可決しました。

議案第65号、指定管理者の指定について、質疑はなく、1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第65号は可決しました。

議案第66号、指定管理者の指定について、質疑はなく、1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第66号は可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第62号から議案第66号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第62号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第65号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第66号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定します。全員賛成です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

小堤 修君の除斥は解除されたので、入場を求める。

[12番 小堤 修君着席]

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第67号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、久保田真澄さんは地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求める。

[9番 久保田真澄君退席]

○議長（山野井 隆君） 付託案件について、副委員長の報告を求める。

福祉厚生常任副委員長、杉山尊宣君。

[福祉厚生常任副委員長 杉山尊宣君登壇]

○福祉厚生常任副委員長（杉山尊宣君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第67号、指定管理者の指定について、審査の経過と結果を報告いたします。本議案の審査に当たっては、久保田委員長が除斥に該当するため退席し、そのほかの委員で審査を行いました。質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第67号は可決となりました。以上で報告となります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、副委員長からの報告が終わりました。

これから、ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 67 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 67 号、指定管理者の指定について、本案に対する副委員長の報告は可決です。副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 67 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

久保田真澄さんの除斥は解除されましたので、入場を求めます。

〔9番 久保田真澄君着席〕

○議長（山野井 隆君） 日程第 6、議案第 68 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。付託案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 68 号、指定管理者の指定について、1名の委員から質疑がありました。グリーンスポーツセンターの指定管理者の変更で、基本協定書を結ぶに当たって、市として利益の扱いについては、との質疑に対し、現在の事業者は利益の半分を還元していただくことになっているが、今回新たな優先交渉権者である事業者に関しては、そういった提案はなく、そのまま自主事業の収入に関しては、指定管理者の収入になる、との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で、議案第 68 号は可決されました。以上、報告させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

本田和成君。

[2番 本田和成君登壇]

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。議案第68号、指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。先ほど委員長のほうから報告がありましたとおり、委員会質疑の中で、今回、指定管理者の利益の取扱いについて変更があること。それから、私たち日本共産党は民間そのものを否定するものではありませんけども、市民の税金で建てた公共施設は、市が責任を持って直営で運営すべきと考える立場から反対といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

[8番 根岸裕美子君登壇]

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第68号、指定管理者の指定について賛成討論させていただきます。選定委員会の厳正なる審査の結果、日本スポーツ振興協会グループが指定管理候補者となったとのことです。日本スポーツ振興協会グループは令和7年4月から、取手市ウェルネスプラザの指定管理事業も委託しているところです。まだ、指定管理が始まつたばかりですので評価は難しいところですが、フィットネスジムを利用されている方から、もう少し丁寧に対応してほしいというお声が届いています。今回、すぐれた実績と提案内容を評価してのことですが、市民は継続することの安心感と変化への不安感情を併せ持っていることに留意する必要があります。今までのレベルをキープし、さらにサービス向上につながるよう注視していただきたいと思います。以上、期待を込めて申し上げ賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第68号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第69号から議案第71号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました、審査の経過と結果を報告します。

議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について、1名の委員から質疑がありました。「今回の補正予算の債務負担行為で、JETプログラムコーディネーター委託契約が議案として提出されている。これはJETプログラムを活用してALTを配置するということなのか」との質疑に対し、「現在、英語教育を推進するに当たり、令和8年度からALTまたは英語スペシャリスト教員を、全小中学校に常時配置できるようにしたいと考えている。そのため、現在3年契約している14名のALTに加え、JETプログラムで5名のALTを配置する検討を進めている」との答弁がありました。さらに、「ALTの増員による教育効果は、との質疑に対し、「ALTが常時、この小中学校にいるということで、子どもたちに生きた英語に触れる機会が圧倒的に増える。子どもたち自身の英語での発話の量も増大すること、英語でのコミュニケーション能力や異文化理解が大きく向上する」との答弁がありました。反対討論はなく、全員賛成で、議案69号のうち、当委員会所管事項は可決されました。以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。質疑・討論はなく、全員賛成で、議案第69号は可決しました。

議案第70号から議案第71号について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第70号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、1名の委員から質疑があり、健康診査・人間ドックの受診者が当初の想定を上回った要因と背景についての分析は、との質疑に、「取手市の高齢者の方々の健康意識の高さが受診率につながっている。そのほか集団健診の事前予約を導入している」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第70号は可決しました。

議案第71号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）、1名の委員から質疑があり、居宅介護サービス給付費に要する経費が2億6,200万円増の要因と背景についての質疑に、「要介護認定者、特に要介護1が占める割合がおおむね3割となっている。比較的介護度が低い、要介護1の利用者が多いことが要因」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で、議案第71号は可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）、建設経済常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。1名の委員より、公園維持管理に要する経費の公園施設工事につきましての質疑がありました。まず、ゆめみ野公園時計設置に係る経緯についての質疑がありました。こちらに対し、「寄附を頂いた市内事業者さんが、ゆめみ野公園に時計があればいいなという多くの地域の声を聞かれていて、ゆめみ野公園は多くの子どもたちが利用することから、安心と魅力ある公園になるよう、また、ゆめみ野地区が住みやすくなるようにするために、どのような形で協力できるでしょうか」というお話を寄附事業者さんからいただきました。協議し、ゆめみ野公園に2基時計を設置する、その原資として寄附金220万円を頂き、寄附を頂いた事業者さんにおかれましては、今回の試みが他の事業者さんにも広がり、賛同していただける事業者さんが増えて、取手市の魅力が向上するとともに、住みよくなることにつながればうれしい、とのお話をいただいています」という内容の答弁がありました。こちらの事業者さんの名前の公表についての質疑に、「下高井に本社がある株式会社アースさんで、時計完成後に公表させていただくことで御了解をいただいています。時計の柱へ「寄贈 株式会社アース」というような銘板を設置するとともに、市ホームページにおいて完成した写真を添えて、お知らせしたいと考えています」という内容の答弁がありました。設置される時計の内容については、太陽光発電で電波時計を計画していて、設置場所については、ゆめみ野地区の市政協力員さんにも御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています」という内容の答弁がありました。最後に、時計設置による市の考える効果についての質疑に、「ゆめみ野地区は子育て世代が増加し、ゆめみ野公園を利用する子どもたちも大変増えていることから、今回の時計設置により、時間を確認できない子どもを持つ保護者の方も、安心してゆめみ野公園に遊びに行かせることができるようになり、市ほうでも大変ありがたく有意義なものであると感じています。市では今後も、子育て世帯に魅力ある居場所づくり、誰でも安心して利用できる公園づくりを進めてまいりたいと考えています」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）、建設経済常任委員会所管事項につきましては、全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論いたします。私は、これまで取手で学び、取手を誇りに思い、そして取手で生きていく、その流れを行政として、どう支えるかを問い合わせてまいりました。今回の補正予算は、その思いに正面から向き合う内容だと受け止めます。物価高騰や将来への不安のある中で、市民が求めているのは派手な施策ではありません。困ったときに、きちんと支えがあること。子どもたちが安心して学べる環境があること。その当たり前を守るのが私たちの役割です。まず、障がいのある方やその御家族を支える扶助費の増額です。支援は制度があるだけでは意味がありません。必要なときに必要な方へ確実に届いてこそ、行政の責任が果たされます。次に、小中学校への電子黒板整備についてです。教育は、まちの未来そのものです。学ぶ環境に差をつくりらず、どの子も、分かった・できたを積み重ねられる。その積み重ねが、今定例会において石塚教育長の御答弁にもありました、子どもたちの自己肯定感を育み将来への一歩につながります。また、防災や生活支援など、市民の暮らしを足元から支える事業が着実に盛り込まれている点も評価いたします。一つ一つは小さく見えても、それらは確実に町の安心を支えています。今を支えることは未来をつくることです。市民の声に耳を傾け、現場を大切にしながら、取手のこれからを前に進める、その決意を持って、本補正予算に賛成いたします。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第69号から議案第71号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第69号は各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第70号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成

ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第8、請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願を議題といたします。付託事件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に請願提出者から発言があり、その後、請願提出者に質疑を行いました。

1名の委員から質疑があり、なぜ新たに、ひきこもり支援基本法という形で必要なのかとの質疑に、厚労省では様々な施策を提案しているが、全国の自治体の実施状況は、2%から10%前後にとどまっていることから、法的な後押しが必要との回答がありました。

続いて、請願14号について、3名の委員から執行部への確認がありました。ある委員から、取手市のひきこもり対策についての確認があり、「市では、ひきこもりサポート事業として、相談支援連絡協議会ネットワークづくりを実施している」との回答がありました。1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で請願第14号は採択することに決定しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願について、賛成討論を行います。この取手市議会の中でも一般質問であったり、また以前の福祉厚生常任委員会の中でもテーマとして、ひきこもり対策事業として取り組んできた経緯があります。もちろんのこと、取手市議会としては全員賛成、全員一致の下で事業が始まってきたという経緯があります。そうした中で今回の請願だったわけなんですけれども、私は請願書の中段にあります「それぞれ法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある」、私はこ

の1行という、この点について、すごく納得といいますか、理解をさらに深めたところです。請願代表の方が出席され、そこでリアルな報告、説明がされました。もっともな御意見でした。そういう意味では、執行部にも質疑した1人でもあるんですけれども、さらに、ここで、ひきこもり支援基本法が制定されれば、当市としても、さらなる事業の拡充につながるだろうということで、認識が一致したということで、私はあえて賛成討論をしたいと思った立場でございます。以上で、請願第14号に対する賛成討論とします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。賛成討論ですか。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。ひきこもりとは、学校や仕事に行かず、家族以外との交流をほとんどせず社会的に孤立し、生きづらさを抱え自宅に引き籠もっている状態を言います。2023年に内閣府が発表した調査によると、15歳から64歳のひきこもり当事者の数は増加傾向にあり、推定で約164万人、50人に1人に上ります。その6割から8割前後は声も出せず、相談もできず、孤立・孤独状態に置かれています。きっかけは、不登校や職場での人間関係、病気、ネット依存といった様々な要因が絡み合っている場合が多く、多様化しています。ひきこもり支援の施策があっても国の法律による裏づけがないため、実施は一部の市町村にとどまるなど自治体の取組に大きな格差が生じています。法制化により、国として支援に取り組む明確な社会的メッセージを発信し、既存の支援事業を全国で力強く進める土台を築くことで、誰もが相談しやすい社会をつくる必要があります。一日も早く、ひきこもり当事者・家族の孤立・孤独状態に對して、具体的な施策が講じられることを求めて賛成といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、請願第14号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第14号は採択することに決定しました。

○議長（山野井 隆君） 日程第9、請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願を議題といたします。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。議会運営委員会に付託されました請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願の審査経過と審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。請願提出者の発言の後、質疑応答に移りました。5名の委員より質疑がありました。また、2名の委員より執行部への質疑がありました。質疑の後、委員間討議を行いました。そのうち、討論に移りました。討論はありませんでした。採決の結果、賛成少数で当請願は不採択とすることに決しました。詳細につきましては議事録を御覧ください。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願について、私は反対の立場から討論いたします。

本請願は、議会選出監査委員制度について、制度的な課題を提起するものであり、監査の独立性や透明性を重視する問題意識そのものは理解できます。また監査の独立性や透明性を、どのように高めていくかという問いは、今後の議会の在り方を考える上で重要な論点であるとも認識しております。しかし、その問題提起が直ちに制度の廃止という結論に結びつくかどうかについては、慎重な判断が必要だと考えます。制度の是非を判断するためには、全国的な動向だけではなく、本市における現行制度の運用実態や議選監査委員が果してきた役割を丁寧に検証することが不可欠だと考えます。現行制度のもとで具体的にどのような課題が生じているのか。また、廃止した場合には、本市の監査機能が——監査機能や議会のチェック機能にどのような影響が及ぶかについては、十分な検証や整理がなされているとは言えません。こうした検討が不十分な段階で、制度の廃止を求めるには慎重であるべきです。

以上の理由から、本請願の反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願に賛成討論を行います。2017年6月の地方自治法改正により、監査委員の議会選出は選択制になりました。その経緯には、監査と審査の二重性の問題や、守秘義務遵守の客観的証明が難しい、つまり二元代表制との根源的な矛盾や、議会費の監査にも議員が関わる制度的矛盾などなど議論されてきたと思われます。監査委員制度は、請願趣旨にも明記しているように、行政運営の透明性確保、財政監査、政策評価の面で市民の信頼を支える重要な機能です。私たち共産党は、これまでの監査委員選任に当たって、監査委員は、本来ならば外部からの監査委員を選出することが最善だと主張してきました。既に議会選出監査委員を廃止した大津市議会では、議会と監査委員との情報共有の仕組みが構築され、その一つとして、議員全員協議会で全監査委員との自由な意見交換の場を設定するなど、活発な議論で改良を重ね、監査委員との情報共有や意見交換を続け、それによって議会と監査委員との接点は増え、その関係性は議会選出廃止以前と比べると、明らかに活性化していると月刊ガバナンスの中で報告されています。今回の請願は監査の独立性と専門性の向上を目的とし、議会選出監査委員の廃止を求めると同時に、請願事項として、

- 1、取手市議会において、議会選出監査委員制度を廃止する検討を早急に開始すること。
- 2、監査の質向上のため、外部監査制度、公認会計士等の活用なども含めた総合的な監査体制の強化策を議会として議論することを求めていきます。

当市議会のさらなる発展を構築するために、請願第15号の賛成討論をいたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

[8番 根岸裕美子君登壇]

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願について、反対討論させていただきます。

議会選出監査委員制度の廃止検討をとの請願です。議会としての本来機能との役割混在の問題や、議会選出監査委員にも別に報酬が支払われているという問題もあることを承知しております。しかし一方、議員選出監査委員は、専門家の観点とは違った、市民目線でチェックするという点で重要であると考えます。専門家や外部監査制度、公認会計士等の専門家の活用で、その役割がしっかりと補完できるのであればよいとは考えますが、現状、私の中では、議員選出監査委員の代替案を持っておりません。よって、廃止に向けての検討の前に、まずは議会選出監査制度について議論することから始める必要があると考えます。

今回の請願事項である制度を廃止する検討を早急に開始するという1点において反対の立場を表明いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから……。静肅に願います。

これから、請願第15号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は、不採択です。本請願について、採決いたします。請願第15号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、請願第15号は不採択とすることに決定しました。

○議長（山野井 隆君） 日程第10、委員会提出議案第2号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、赤羽直一君。

[議会運営委員長 赤羽直一君登壇]

○議会運営委員長（赤羽直一君） 赤羽でございます。取手市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを提案いたします。これは議運の中で検討してきました、予算・決算特別委員会を常任委員会化するための条例でございます。何卒、皆様の御賛同をお願いいたします。詳細につきましては、議事録のほうを御確認ください。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、委員会提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、委員会提出議案第2号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

委員会提出議案第2号、取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第11、意見書案第6号から意見書案第8号までを一括議題といたします。本件については、12月8日に提出者説明、質疑まで終結しています。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。意見書案第6号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について、私は賛成の立場から討論いたします。

まず、本意見書が提起している問題意識には、強く共感しております。介護保険制度が始まって25年が経過する中で、利用者の負担は重くなり、事業者の経営は厳しさを増し、介護現場では深刻な人手不足が続いている。とりわけ、訪問介護をはじめとする在宅サービスが地域で成り立たなくなりつつある現状は、私たち基礎自治体が日々直面している現実です。また、介護従事者の処遇についても、使命感や努力だけに支えられた制度には限界が来ていることは明らかであり、このままでは制度そのものが持続しないという危機感は、議会として共有すべきものだと考えます。こうした現場の切実な声を国に届けるという点において、本意見書の意義は大きいと受け止めています。

一方で、賛成に当たっては、幾つか留意すべき点もあると考えています。本意見書では、国庫負担の在り方や賃金水準の引上げなどについて方向性が明確に示されている一方で、その実現過程や段階的な進め方、財源の考え方など、今後の検討が必要な要素が十分に整理されているかという点、また制度上まだ議論が続いている事項についても、確定的な表現で書かれている部分があり、政策提言としては今後さらに精緻化の余地があると考えています。ただし、こうした点は本意見書の趣旨そのものを否定するものではありません。むしろ、制度の持続可能性と現場の切実さの両立を、国として本格的に議論すべき段階に来ていることを示す問題提起であり、地方自治体として声を上げる意義は十分にあると考えます。このままでは立ちいかないという現場からの強い警鐘を国に届けること、その役割を果たす意見書として、本意見書には賛成するという決断をいたしました——判断をい

たしました。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。意見書案第6号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。家庭の中で、主に女性がアンペイドワークとして担ってきた介護を、社会全体で支えるという目的で始まったはずの介護保険制度ですが、3年ごとの改正のたびに、再び家庭のアンペイドワークにどんどん押し戻されている感が否めません。問題は、介護離職やヤングケアラーといった社会課題の浮上に如実にあらわれています。また、介護保険制度は制度の建て増しを繰り返し、非常に複雑なことになっており、家庭的なサービス提供が可能な比較的小規模な事業者は、事務作業が負担となり経営を圧迫、一方、大規模事業者は効率を優先し、利用者の人権がないがしろにされる事例を度々耳にします。効率化による人員を絞った運営や、低賃金で職員確保が難しいことなどが、職場環境を悪化させ、施設職員による利用者への虐待にもつながっていると考えます。介護保険制度の抜本的な見直しは急務です。以上、賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。意見書第7号と意見書第8号について賛成の立場で討論させていただきます。

まず意見書第7号、「政治とカネ」の問題に対する抜本的改革を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。政治と金の問題が解決されることは、国民の政治不信を一層深めることになります。各政党においても、政治と金の問題に関する意見表明がなされております。国民市民の政治への信頼を回復するためには、私たち取手市議会としても、地方自治の健全性を守る立場から意見書を提出して、意思表示を行うことが必要であると考えます。以上の理由から、賛成討論といたします。

続きまして、意見書第8号、非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。非核三原則は、1971年国会において全会一致で国是となり、歴代政権もこの国是を守り、また国是を守り、日本の国の方針にわたる重大な原則でございます。また、2024年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、核兵器廃絶への国際的な期待が改めて示されました。核兵器禁止条約には、現在95か国が署名し、そのうち74か国が批准をしております。国連加盟国197か国のうち、99か国が参加をしており、世界的な潮流となっております。世界で唯一の被爆国である日本は非核三原則を堅持し、核兵器禁止条約に署名批准することは、世界から核兵器をなくすための決定的な推進力となります。核なき世界の実現を求めて、賛成の討論と

いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。やはり討論に参加しなきやいけないなと思って、出てまいりました。

介護保険に対する意見書案に対する、賛成討論です。そもそも、介護保険制度、やっぱり利用された方からは、本当に介護保険制度があつて助かったという声が、つい先ほども聞かせていただいた次第です。そういう意味では、この介護保険制度を抜本改善しながら、ケアが大切にされる社会の実現に向けて、この介護保険制度をしっかりと継続・維持させるためにも、今回の意見書提出とさせていただいた次第です。そういう意味では今、物価高騰の中、本当に負担増が増えて、そして国では、これまでにない——いろいろ意見もありますけれども、国会の中でもありますけれども、やはり地方については、国民に対し、市民に対する補正予算が通る見込みと今なっているわけです。そういう中で、介護保険制度を続けるためにも、今回の意見書、皆さんのご賛同得られますように改めてお願ひして、私から賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、意見書案第6号から意見書案第8号までを採決します。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第6号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号、政治とカネの問題に関する抜本的改革を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号、非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第12、意見書案第9号、ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 意見書案第9号、ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について。福祉厚生常任委員会では、これを採択いたしまして、意見書として提出することにいたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第9号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第9号、ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第13、議会運営委員会、総務文教常任委員会の中間報告の件を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、各委員長から所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告したいとの申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの中間報告の申出について、会議規則第45条第2項の規定により承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの中間報告の申出につきましては、承認することに決しました。

中間報告を求めます。

最初に、議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員会の中間報告をいたします。審査日程第3、一般会計決算審査常任委員会についてです。11月26日の議会運営委員会において、新たに設置する委員会の所管、名称、常任委員会の所属、任期については、詳細が決定されました。12月12日の議会運営委員会では、定数と委員の選出方法について協議を行い、定数は11名、選出方法は会派比例案分にすることに決しました。

審査日程第4、政務活動費についてです。11月9日の議会運営委員会において委員より、政務活動費の交通費の領収書の件について発言がございました。内容は、会派の視察で鉄道を利用し、領収書の発行をお願いしたところ、鉄道会社側で領収書の発行手続に手間取り、20分以上の時間を要したということでございました。政務活動費の交付に関する条例の第6条第1項に、政務活動費の收支報告の提出には、領収書の原本の添付が明記されており、領収書原本の提出が必要になっておりますが、領収書原本の添付ではなく、金額などを確認できる別の書類を見ておいてほしい。また、ICカードなどの使用を認めることも検討してほしいということでした。話し合いの結果、交通費の場合、領収書は宛名がなくても認める。行き先等が不記載のものについては行程表を添付するということで、政務活動費からの支出を認めるということで決定いたしました。これは来年度から適用することに決定しました。

次に、審査日程の5、その他です。その他の1、傍聴手続の今後の在り方についてです。9月22日の議会運営委員会で、傍聴カードへの住所・氏名の記入などについて、委員の皆様から様々な御意見をいただき、出された意見について一度、会派に持ち帰り検討していただくことになっておりました。委員間で話し合いの結果、全員賛成で、傍聴カードを廃止することに決定いたしました。なお、傍聴手続の変更には、取手市議会傍聴規則の改正が必要となります。3月の定例会までに改正ができるよう努めています。

その他の2、委員から重点支援地方交付金について意見が出されました。それについて議長から、重点支援地方交付金については、執行部もまだ分かっていない。各会派から使い道のアイデアを出していただき、市長部局に議長名で届けるようにしたらどうかという

意見があり、そのように決しました。

その他の3、議会基本条例の検証の中で、所管委員は本会議における質疑を原則として控えること、例外的に質疑を希望する場合は議長の許可を要する申合せ事項があります。これに関して、先日の本会議で自分の所管の質疑をした議員がいましたが、申合せを遵守してほしいとの発言がありました。

その他の4、本年度、高校生との意見交換会ということで高校のほうと調整を続けておりましたが、前向きに御検討いただきおりました高校さんの方から、先週にお断りの連絡がありました。本年度の2回目の意見交換会実施に関し、委員会で検討した結果、日程の調整が難しいので本年度は中止するということといたしました。その他詳細については会議録をご参照願います。以上でございます。

大変失礼いたしました。議会基本条例の検証及び見直しについて、調査の結果、経過は令和7年6月2日、6月18、8月27、9月20日、10月9日、11月26日に調査いたしました。議会基本条例条文のうち、15項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行った結果、取組の検討改善が必要とされた項目について、協議結果をまとめいたしました。詳細については、資料のほうを御確認いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 最後に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木です。当委員会から中間報告させていただきます。当委員会の重点調査テーマである、災害時の避難所運営についてです。会議規則第45条第2項の規定により中間報告させていただきます。

本件につきましては、サイドブックスに掲載の内容のとおり、昨年11月に常総市への行政視察を実施しました。その後、各グループに分かれ、執行機関へのヒアリングを通して調査シート作成、それをまとめ、それを基に執行機関へ提言すべく、まとめたものでございます。改めまして、提言内容を申し上げます。

1、市民（子どもから高齢者、外国人）に絵や図で分かりやすい避難所マニュアルを作成すること。2、指定避難所ごとに備蓄倉庫を設置し、水・食料・災害用トイレを3日分確保すること。

以上の内容につきまして、執行機関へ提言いたしたく申し上げるものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま、総務文教常任委員長から報告があったとおり、災害時の避難所運営に関する提言書を市長に提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

これで、議会運営委員会、総務文教常任委員会の中間報告の件を終わります。

○議長（山野井 隆君） 日程第14、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。この後、執行機関からの議案の送付が見込まれることを踏まえ、12月16日から24日までの9日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、12月16日から24日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 時 分散会